

広島県告示第四百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県呉市宮原十一丁目、同市宮原十三丁目、同市的場二丁目、同市警固屋一丁目及び同市広白岳六丁目地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域	宮原一丁目一〇二（一九三）	急傾斜地の崩壊	宮原一丁目一〇二（一九三）	土砂災害特別警戒区域
	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	急傾斜地の崩壊	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	
	的場二丁目一五（一九九）	急傾斜地の崩壊	的場二丁目一五（一九九）	
	警固屋一丁目一（九四四）	急傾斜地の崩壊	警固屋一丁目一（九四四）	
	広白岳六丁目（六三六三）	急傾斜地の崩壊	広白岳六丁目（六三六三）	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	宮原一丁目一〇二（一九三）	急傾斜地の崩壊	宮原一丁目一〇二（一九三）	区域の表示及び法令による土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	急傾斜地の崩壊	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	
	的場二丁目一五（一九九）	急傾斜地の崩壊	的場二丁目一五（一九九）	
	警固屋一丁目一（九四四）	急傾斜地の崩壊	警固屋一丁目一（九四四）	
	広白岳六丁目（六三六三）	急傾斜地の崩壊	広白岳六丁目（六三六三）	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	宮原一丁目一〇二（一九三）	急傾斜地の崩壊	宮原一丁目一〇二（一九三）	区域の表示及び法令による土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	急傾斜地の崩壊	宮原一三丁目六（九三〇）、坪ノ内町一〇（一九六）	
	的場二丁目一五（一九九）	急傾斜地の崩壊	的場二丁目一五（一九九）	
	警固屋一丁目一（九四四）	急傾斜地の崩壊	警固屋一丁目一（九四四）	
	広白岳六丁目（六三六三）	急傾斜地の崩壊	広白岳六丁目（六三六三）	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。